

# 新任裁判官研さん要領

京都地方裁判所

## 第1 目的

新任裁判官の研さんは、新任裁判官をして、具体的な事件を通じて実務的な法律知識と適正な判断能力を身に付けさせるとともに、裁判官に必要な幅広い教養と健全な人格の養成のため、将来にわたり不断の努力が肝要であることを自覚させることを目的とする。

## 第2 通則

- 1 研さんは、新任の期間を通じて継続的に行うものとする。
- 2 新任裁判官には、配属部の事件処理、窓口研さん、京都家庭裁判所における研さんのほか、特に令状事件、保全・執行・破産事件の処理について研さんさせるものとする。
- 3 新任裁判官には、適宜、講演、講義、研究会等に参加させるほか、できるだけ多くの裁判官との接触、懇談の機会を設けるよう配慮するものとする。
- 4 民事部及び刑事部に新任裁判官研さん係裁判官を各2名置き、所長がこれを指名する。
- 5 新任裁判官研さんの行事日程及び方法等に関しては、この要領及び「新任裁判官窓口研さん実施要領」に定めるほか、新任裁判官研さん係裁判官において、新任裁判官配属部及び関係各部と協議して定める。

## 第3 担当させる裁判事務等

### 1 民事部

#### (1) 新任裁判官の訴訟事件担当

- ア 新任裁判官は、合議事件の担当を主体とし、原則として新任裁判官を主任裁判官とする。
- イ 新任裁判官には、配属部の単独事件の中から、研さんに適する事件をできる限り裁定合議事件にして担当させる。

ウ 新任裁判官には、事件処理に関しては、特に事前準備等に当たらせ、できる限り、期日メモ、調査報告書又は合議メモ等を作成させ、合議の充実を図るようにする。

エ 新任裁判官には、随時、配属部の裁判長又は陪席裁判官が担当する単独事件の事実認定、法律問題等について検討、討議する機会を与え、合議事件のほかにも数多くの事件に触れさせるようにする。

オ 新任裁判官には、適宜、弁論準備手続、和解を担当させる。

(2) 新任裁判官の保全命令申立事件・民事執行申立事件・破産手続開始申立事件担当

ア 仮差押命令申立事件及び審尋を要しない仮処分命令申立事件は、着任2か月を経過後から割り当てる。

イ 審尋を要する仮処分命令申立事件（研さんに適するものに限る。）は、着任8か月を経過後から割り当てることができる。

ウ 不動産執行申立（開始）・債権執行申立（開始）事件は、着任8か月を経過後から適宜割り当てる。

エ 破産手続開始申立事件のうち同時廃止事件及びその免責許可申立事件は、着任1年8か月を経過後から適宜割り当てる。

オ 刑事部に配属の新任裁判官についても、アからエまでと同様とする。

(3) その他

民事部会等において、適宜、事件処理に関する問題点について、研究、討議する機会を持つよう配慮する。

2 刑事部

(1) 新任裁判官の訴訟事件担当

ア 新任裁判官は、合議事件の担当を主体とし、原則として新任裁判官を主任裁判官とする。

イ 新任裁判官には、法定合議事件のほかに、配属部の単独事件の中から、

研さんに適する事件（例えば、強盗、恐喝、詐欺、横領、過失犯、特別法違反事件など）をできる限り裁定合議事件にして担当させる。

ウ 新任裁判官には、事件処理に関しては、特に事前準備等に当たらせ、できる限り、期日メモ、調査報告書又は合議メモ等を作成させ、合議の充実を図るようにする。

エ 新任裁判官には、随時配属部の裁判長又は陪席裁判官が担当する単独事件の事実認定、法律問題及び量刑について検討、討議する機会を与え、合議事件のほかにも数多くの事件に触れさせるようにする。

## (2) 新任裁判官の令状等の事件担当

ア 事務分配等規程第30条第1項に規定する平日当番は着任2か月を経過後から、休日当番及び夜間当番は着任4か月を経過後から、それぞれ割り当てる。

イ 令状事務等処理要領の8に定める勾留理由開示は、着任4か月を経過後から割り当てる。

ウ 着任4か月を経過するまでの間は、適宜、他の裁判官の行う令状実務（勾留理由開示を含む。）を傍聴させるほか、令状実務の問題点について、検討、討議する機会を与える。

エ 民事部に配属の新任裁判官についても、アないしウと同様とするほか、適宜、保釈、準抗告の事件を処理させることができる。

## (3) その他

ア 刑事部会等において、適宜、訴訟指揮、事実認定、量刑等の問題点について、研究、討議する機会を持つよう配慮する。

イ 新任裁判官の量刑感覚を涵養するため、刑事部で言い渡された事件の判決綴等の資料整備を行う。

## 第4 窓口研さん

窓口研さんは、「新任裁判官窓口研さん実施要領」により行うものとする。

- 附 則 この要領は、昭和57年4月13日から実施する。
- 附 則 この要領は、昭和58年4月12日から実施する。
- 附 則 この要領は、昭和60年5月10日から実施する。
- 附 則 この要領は、昭和63年4月1日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成元年5月12日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成4年1月1日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成4年5月1日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成12年10月1日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成15年1月6日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成19年9月20日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成21年1月16日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成22年3月1日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成23年3月1日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成29年4月1日から実施する。